

播磨町家庭用充放電設備普及促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、播磨町（以下「町」という。）内に家庭用充放電設備を設置し、又は家庭用充放電設備が設置された住宅を購入する者に対し、その経費の一部を補助することにより、家庭用充放電設備の導入を促進し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用充放電設備 住宅に設置し、電気自動車等から電力の取り出し、若しくは電気自動車等に充電し、又は電気自動車等に蓄えられた電力を住宅に供給する機能を有する設備であって、この要綱に基づく補助金を申請する年度において、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象設備として公表しているものをいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項による自動車検査証の交付を受けた同法第2条2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (4) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。

(補助対象者)

第3条 町長は、予算の範囲内において、次に掲げる要件を全て満たす者に対して、播磨町家庭用充放電設備普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1) 自らが居住する町内の住宅（一戸建ての家屋で、店舗等の併用住宅にあっては、居住部分に限る。）に対象設備を設置し、又は町内に建築された対象設備付きの住宅を購入した者であること。ただし、当該住宅が自己の所有に属さない場合にあっては、当該住宅の所有者の承諾を得ている者に限る。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 同一の住宅において、過去にこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。
- (4) 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる家庭用充放電設備（以下「対象設備」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 電気自動車等の大容量バッテリーから電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる設備であること。
- (2) 未使用であり、かつ、リースでないこと。
- (3) 設置日が令和8年4月1日以降であること。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費は、対象設備の本体価格とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象経費に含まない。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 設置工事費、電気工事費、修理、点検等に係る経費
- (3) 消耗品の交換等に係る経費
- (4) 設備の配送、セットアップ等に係る経費
- (5) 設計費、書類作成費等の諸経費

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備の設置を完了後、播磨町家庭用充放電設備普及促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次の書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の本体価格を確認することができる領収書
- (2) 領収内訳書(様式第2号)
- (3) この要綱に基づく補助金を申請する年度において、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象設備として公表していることを証する書類の写し
- (4) 前号に掲げるもののほか、対象設備の型式が確認できる書類
- (5) 設置住宅の全景及び設置場所を示す写真
- (6) 対象設備を設置した日付が分かる保証書等の写し
- (7) 住宅が自己の所有に属さない場合にあつては、当該住宅の所有者の承諾書
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付すべき額を決定し、播磨町家庭用充放電設備普及促進事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を播磨町家庭用充放電設備普及促進事業補助金交付取消通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合におい

て、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。この場合において、返還の期限は、第1項の規定による決定の日から起算して15日以内とする。

4 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者が、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その返還すべき額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第9条 交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した補助対象設備について、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付決定を受けた者は、当該補助対象設備について購入後5年間、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売払、貸付け又は担保に供するなどの行為をしてはならない。

(協力)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて対象設備の運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

4. 補助金振込先

銀行等の名称	銀行 信用金庫 農協		支店 出張所						
預金の種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

※口座名義人は、補助金交付申請者本人に限る。

5. 同意・誓約事項

補助金交付申請するに当たり、下記の項目について、同意し、及び誓約します。

<同意>

- ① 申請要件の確認のために必要があるときは、住民登録の状況及び町税の納税状況について、町長が関係当局に報告を求めること。
- ② 町の求めに応じて、対象設備の運転状況に関するデータの提供その他の協力をする事。

<誓約>

- ① 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。
- ② 交付申請に関する手続きは適正に行い、書類への虚偽記載等はしておりません。また、補助に関する一切の書類において錯誤ではなく虚偽の内容が確認された場合、補助金は全額返還します。
- ③ この補助を受けた日から5年間、補助対象設備を管理者として適切に管理します。また、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの行為をしません。

播磨町長 様

氏名

*共同所有の場合は、所有者全て

*自署または記名・押印

審査	過去にこの制度による助成の有無	有・無
※町記入欄	町税の滞納の有無	有・無

様式第2号（第6条関係）

領収内訳書

補助対象となる設備

〔家庭用充放電設備〕

国（一般社団法人次世代自動車振興センター）の補助事業の登録	
メーカー名	
型 式	
設置年月日	年 月 日
設 置 場 所	播磨町

〔領収内訳〕

項 目	金 額
補助対象設備（家庭用充放電設備）費	円
設置工事費	円
その他（ ）	円
消費税	円
合計	円

※ 値引きがある場合は、値引き後の額を記入し、領収証の額と一致させてください。

上記のとおり相違なく、播磨町家庭用充放電設備設置費補助金交付要綱第4条に定める要件のすべてを満たしていることを証明します。

年 月 日

氏 名 _____

住 所 播磨町 _____

電話番号 _____